静岡県告示第184号

宅地建物取引業者名簿、積立式宅地建物販売業者名簿並びに不動産特定共同事業者名簿及び小規模不動産 特定共同事業者登録簿等の閲覧規則(昭和50年静岡県告示第295号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

静岡県知事 鈴木康友

改正前

- 第2条 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年 建設省令第12号)<u>第5条の2第1項の</u>閲覧 所、積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和 46年建設省令第29号)第14条第1項<u>の</u>閲覧所 並びに不動産特定共同事業法施行規則(平成 7年/大蔵省/建設省/令第2号)第19条第 2項及び第69条第3項<u>の</u>閲覧所(以下これら を「閲覧所」という。)を静岡県くらし・環境 部建築住宅局住まいづくり課に置く。
- 第3条 名簿等を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧申込書に、住所、氏名その他必要な事項を記入し、係員に提出しなければならない。
- 第6条 名簿等の閲覧時間は、午前9時30分から午前12時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。
- 第8条 知事は、名簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を変更するものとし、その旨を閲覧所に<u>掲示</u>する。

別記様式 (略)

<u>宅地建物取引業者名簿等</u>

積立式宅地建物販売者名簿等

閲覧申込書

不動産特定共同事業者名簿等

小規模不動産特定共同事業者登録簿等

(略)

改正後

- 第2条 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年 建設省令第12号)第5条第1項に規定する閲 覧所、積立式宅地建物販売業法施行規則(昭 和46年建設省令第29号)第14条第1項<u>に規定</u> する閲覧所並びに不動産特定共同事業法施行 規則(平成7年/大蔵省/建設省/令第2 号)第19条第2項及び第69条第3項<u>に規定する</u> る閲覧所(以下これらを「閲覧所」という。) を静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづ くり課に置く。
- 第3条 名簿等 (第1条の宅地建物取引業者名 簿その他の書類を除く。第5条、第10条及び 第11条第2号において同じ。) を閲覧しようと する者は、別記様式による閲覧申込書に、住 所、氏名その他必要な事項を記入し、係員に 提出しなければならない。
- 第6条 <u>閲覧所における</u>名簿等の閲覧時間は、 午前9時30分から午前12時まで及び午後1時 から午後4時30分までとする。
- 第8条 知事は、名簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を変更するものとし、その旨を閲覧所に<u>掲示</u>し、及び静岡県のホームページに掲載する。

別記様式 (略)

積立式宅地建物販売者名簿等

不動産特定共同事業者名簿等

閲覧申込書

小規模不動産特定共同事業者登録簿等

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。